

令和7年 第6回(12月) 筑紫野市議会定例会
【総務市民常任委員会 委員長報告】

議案第57号から議案第63号までの7件について、
審査の経過と結果をご報告いたします。

まず、『議案第57号 筑紫野市特別職の職員の給与
等に関する条例の一部を改正する条例の制定の件』につ
いて、ご報告いたします。

本件は、職員の不祥事に対する市政全体の監督責任を
明らかにするために、市長の給料の減額措置を行うにあ
たり、条例の一部を改正するものです。

委員会では、減額措置の基準はあるのかとの質疑があ
り、執行部からは、具体的な基準はないが、類似事例の
調査等を行い判断しているとの答弁がありました。

討論はなく、採決の結果、全員一致をもって原案のと
おり可決すべきものと決しました。

次に、『議案第58号 筑紫野市財政調整基金条例の
一部を改正する条例の制定の件』について、ご報告いた

します。

本件は、地方財政法の規定により、決算剰余金の処分について、財政調整基金のみならず、老朽化する施設の更新など、将来の財政運営のための財源確保を目的とした、他基金への積み立てを想定するものです。

委員会では、剰余金を基金に積み立てることで、住民サービスに使えるものが減るのではないかとの質疑があり、執行部からは、地方財政法において、決算剰余金の2分の1以上の額を基金へ積み立てるとの規定に基づき積み立てを行い、必要なときに取り崩しをして活用しているとの答弁がありました。また、一委員から、処分方法を整理することの最大のメリットは何かとの質疑があり、執行部からは、例えば、公共施設等整備基金に積み立てることで、公共施設の老朽化に対しての財政需要に対応できるとの答弁がありました。

討論はなく、採決の結果、全員一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、『議案第59号 筑紫野市土地開発基金条例等を廃止する条例の制定の件』について、ご報告いたします。

本件は、筑紫野市土地開発基金条例、筑紫野市宅地開発等関連施設準備基金条例および筑紫野市地域福祉基金条例を、近年の社会情勢を踏まえ、その必要性が薄いなどの理由から廃止するものです。

委員会では、まず、土地開発基金条例について、大きな土地を購入する際は、今後も基金とは関係なく土地開発公社による取得をするのかとの質疑があり、執行部からは、今後も土地の先行取得は土地開発公社を活用していくとの答弁がありました。

次に、宅地開発等関連施設準備基金について、一委員から基金の活用実績についての質疑があり、執行部からは、基金設立後は、小中学校の営繕やインフラ整備に活用していたが、現在は20年以上活用していない状況であるとの答弁がありました。

次に、地域福祉基金について、一委員から、積み立て

られた基金は、公共施設等整備基金に積み替えを行うとのことだが、条例を廃止すれば地域福祉に使えなくなるのではないかとの質疑があり、執行部からは、基金の積み替えにより、今後の保健福祉施設の老朽化等に備え、その改修費などの財源として活用していきたいとの答弁がありました。

討論はなく、採決の結果、全員一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、『議案第60号 筑紫野市手数料条例の一部を改正する条例の制定の件』について、ご報告いたします。

本件は、マイナンバーカードを活用した住民票等証明書のコンビニ交付サービスについて、コンビニ交付手数料を減額することにより、マイナンバーカードの更なる利活用を推進し、コンビニ交付利用拡大による窓口の混雑緩和を図るものです。

委員会では、コンビニ交付利用拡大による窓口業務への影響について、どのように考えているかとの質疑があ

り、執行部からは、来庁者が減ることにより、現在委託している証明書発行窓口受付業務の契約見直しを行うことで、行政コストの削減につながるものと考えているとの答弁がありました。

討論はなく、採決の結果、全員一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、『議案第61号 筑紫野市税条例の一部を改正する条例の制定の件』について、ご報告いたします。

本件は、地方税法等の一部改正に伴い、特定親族について、年間所得58万円を超え税法上の扶養控除が適用できないものについても、合計所得金額123万円までは、親等がその所得に応じて段階的に控除を受けられる仕組みを新設するものです。また、加熱式たばこは、紙巻たばこよりも税負担水準が低く、課税の公平性に欠いている状況を踏まえ、国において、税負担差を解消するため課税方式の見直しが行われることに伴い、市においても同様に見直すものです。

討論はなく、採決の結果、全員一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、『議案第62号 筑紫野市地域経済牽引事業の促進に係る固定資産税の課税免除に関する条例の制定の件』について、ご報告いたします。

本件は、地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律に基づき、地域経済牽引事業計画を作成し県の承認を受けることで、固定資産税の課税免除を行うものです。

委員会では、固定資産税が免除となった場合の減収分は、国が全額補填するののかとの質疑があり、執行部からは、課税免除は3か年が限度であり、その間の減収額の4分の1は国から交付税として補填されるとの答弁がありました。また、一委員から、県の承認を受けるにあたり、市内の企業に対し周知する予定はあるのかとの質疑があり、執行部からは、市のホームページで行っていきたいとの答弁がありました。

討論はなく、採決の結果、全員一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、『議案第63号 筑紫野市重度障がい者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定の件』について、ご報告いたします。

本件は、障害者総合支援法の一部改正に伴い、同法の規定を引用する本条例において、引用規定の項ずれが生じることとなったため改正をするものです。

質疑、討論はなく、採決の結果、全員一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、報告を終わります。

令和7年 第6回(12月) 筑紫野市議会定例会
【総務市民常任委員会 委員長報告】

議案第78号及び議案第79号の2件について、審査の経過と結果をご報告いたします。

まず、『議案第78号 令和7年度筑紫野市国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)の件』について、ご報告いたします。

本予算の主な内容は、特定健康診査受診者の増加によるもので、歳入歳出それぞれ562万1千円を増額し、総額を98億2889万3千円とするものです。また、債務負担行為では、資格確認書等作成及び封入封緘業務^{ふうかん}並びに納税通知書等印刷製本業務の委託契約のため、限度額を340万5千円とする補正を行うものです。

委員会では、特定健診受診者の増加の要因についての質疑があり、執行部からは、勧奨通知のやり方を今年度から変え、きめ細やかな内容のはがきを過去の受診傾向に合わせて出すようにしたためであるとの答弁がありました。

討論はなく、採決の結果、全員一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、『議案第79号 令和7年度筑紫野市住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第1号）の件』について、ご報告いたします。

本予算の主な内容は、令和6年度決算において令和7年度への繰越金が確定したことによるもので、歳入歳出それぞれ6万円を増額し、総額を188万4千円とするものです。

質疑、討論はなく、採決の結果、全員一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、報告を終わります。

令和7年 第6回(12月) 筑紫野市議会定例会
【総務市民常任委員会 副委員長報告】

議案第84号から議案第86号までの3件について、
審査の経過と結果をご報告いたします。

まず、『議案第84号 筑紫野市議会議員の議員報酬
及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の
制定の件』について、ご報告いたします。

本件は、人事院勧告に基づく国家公務員の給与改定に
準じ、筑紫野市議会議員の期末手当の支給割合を改める
ため、条例の一部を改正するものです。

質疑、討論はなく、採決の結果、全員一致をもって原
案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、『議案第85号 筑紫野市特別職の職員の給与
等に関する条例の一部を改正する条例の制定の件』につ
いて、ご報告いたします。

本件は、人事院勧告に基づく国家公務員の給与改定に
準じ、市長、副市長及び教育長の期末手当の支給割合を

改めるため、条例の一部を改正するものです。

質疑、討論はなく、採決の結果、全員一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、『議案第86号 筑紫野市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定の件』について、ご報告いたします。

本件は、人事院勧告に基づく国家公務員の給与改定が行われたことを受け、職員の給料表及び勤勉手当の支給割合などを改めるため、条例の一部を改正するものです。

質疑、討論はなく、採決の結果、全員一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、報告を終わります。

令和6年 第6回(12月) 筑紫野市議会定例会
【総務市民常任委員会 副委員長報告】

議案第88号 令和7年度 筑紫野市国民健康保険事業 特別会計補正予算(第3号)について、審査の経過と結果をご報告いたします。

本予算は、令和7年人事院勧告に伴う職員給与の改定によるもので、歳入歳出予算の総額をそれぞれ476万7千円増額し、歳入歳出予算の総額を98億3366万円とするものです。

質疑、討論はなく、採決の結果、全員一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、報告を終わります。